

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																				
別表１の３ 祝日取引実施日 立会を行う日として、規程第１９条第１項各号（第１号、第５号及び第６号を除く。）に掲げる日のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社（本所を含む。）におけるシステム稼働等のために本所が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から本所が取引を行わないことが適当と判断する日を除外して、本所が定める日は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>日付</th><th>区分</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td rowspan="9">2024年</td><td>1月2日</td></tr> <tr> <td>1月3日</td></tr> <tr> <td>1月8日</td></tr> <tr> <td>2月12日</td></tr> <tr> <td>2月23日</td></tr> <tr> <td>3月20日</td></tr> <tr> <td>4月29日</td></tr> <tr> <td>5月3日</td></tr> <tr> <td>5月6日</td></tr> </table> 付 則 この改正規定は、令和５年７月１日から施行する。	日付	区分	(略)		2024年	1月2日	1月3日	1月8日	2月12日	2月23日	3月20日	4月29日	5月3日	5月6日	別表１の３ 祝日取引実施日 立会を行う日として、規程第１９条第１項各号（第１号、第５号及び第６号を除く。）に掲げる日のうち、株式会社日本取引所グループ及びその子会社（本所を含む。）におけるシステム稼働等のために本所が必要と判断する日並びにリスク管理の観点から本所が取引を行わないことが適当と判断する日を除外して、本所が定める日は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>日付</th><th>区分</th></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">(新設)</td></tr> </table>	日付	区分	(略)		(新設)	
日付	区分																				
(略)																					
2024年	1月2日																				
	1月3日																				
	1月8日																				
	2月12日																				
	2月23日																				
	3月20日																				
	4月29日																				
	5月3日																				
	5月6日																				
日付	区分																				
(略)																					
(新設)																					